

印西市議会基本条例 逐条解説

印西市議会

令和7年10月1日

条例の構成

第1章（第1～2条）	この条例の目的や性格、議会が掲げる基本理念
第2章（第3～8条）	組織としての議会と個々の議員のそれぞれの役割や責任、義務、活動指針
第3章（第9～10条）	市民と議会の関係
第4章（第11～12条）	市長等と議会の関係
第5章（第13～18条）	議会運営の基本方針
第6章（第19～20条）	議員定数や報酬に関する事
第7章（第21～23条）	議会事務局及び議会図書室の充実
第8章（第24条）	この条例を見直す際の手続き

第1章 総則

第1条 目的

（目的）

第1条 この条例は、印西市議会（以下「議会」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がより一層市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応えるよう運営の充実を図り、もって市民福祉の増進及び本市の発展に寄与することを目的とする。

<解説>

この条例は、市民の直接選挙で選ばれた市民の代表である議員が構成する議会として、議会の活動原則や市民と議会との関係など議会に関する基本的な事項を定め、それに則って議会が担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市政の発展に貢献することを目的としています。

【用語】

地方自治の本旨

日本国憲法第92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めることを規定しています。「地方自治」とは、国から独立した地方公共団体が自らの意思と責任に基づいて行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われるという「住民自治」の2つの基本的な要素から成り立っているといわれています。

第2条 最高規範

(最高規範)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

<解説>

この条例が、議会における最高規範として、印西市議会に関するすべての条例や規則などに優先するものであることを規定しています。

したがって、議会に関する他の条例などの制定や改正をするとき、また、既存の条例や規則の解釈や運用をするときは、この条例の内容や考え方を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

【用語】

最高規範

「印西市議会基本条例」は印西市議会が保有するあらゆる条例や規則、規程等の中で、最も高い位置にあることを示しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

第3条 議会活動の原則

(議会活動の原則)

第3条 議会活動の原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民を代表する議事機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うよう努めること。
- (2) 公開性、公正性及び透明性を確保するとともに、議会運営の効率性を考慮し、議論を尽くし、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に市政に反映させるよう、市民参加の機会の拡充を図り、政策立案及び政策提言の充実に努めること。
- (4) 市民の代表機関として、公正に市政の監視及び評価に努めること。
- (5) 議事機関としての責任を自覚し、市政の課題等に関する調査及び議案等の審議又は審査を行うこと。

＜解説＞

議会が組織としてその責任を果たすために守るべき、5つの活動原則を定めています。

市民を代表する議事機関として、市政の主役である市民に対し、議会の活動や市政に関する事項について説明責任を果たすこととします。また、議会活動への市民参加の推進などにより、市民に開かれた議会を目指すことを規定しています。

【用語】

政策立案及び政策提言

予算の支出や各種事業の執行などの執行権の多くは、市長や教育委員会などの執行機関に属しています。

このため、議会が政策を実現するためには、①議会が自ら条例などを発案し政策の実施を執行機関に義務付ける「政策立案」や、②市長等に対し政策を実施するように提案する「政策提言」により、執行機関に政策を実行してもらう必要があります。

その能力を高めるよう、日々、研鑽に努めることとしています。

議事機関

条例の制定や地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する機関です。また、行政運営について提案する権利も保障されています。日本国憲法第93条第1項及び地方自治法第89条第1項において、地方公共団体には議事機関として議会を設置することが定められています。

第4条 議員活動の原則

（議員活動の原則）

第4条 印西市議会議員（以下「議員」という。）は、法令を遵守するとともに、次に掲げる原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

- (1) 市民の代表として、市政の課題把握に取り組み、市民の負託に応えるよう努めること。
- (2) 議員としての資質向上に努めるとともに、政策立案能力を高め、調査研究に取り組むこと。
- (3) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを自覚し、議論による合意形成に努めること。
- (5) 出席が求められる地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に基づく会議その他議長が招集する会議等をやむを得ず欠席、遅刻又は早退する場合は議長に届け出て、説明責任を果たすこと。

<解説>

市民の負託を受けて選出された個々の議員が守るべき、5つの活動原則を定めています。

議員は市民の代表として議会活動を行うにあたり、多様な市民の意見を把握し、議案等の審議をより深いものとするために、また、政策提言や政策立案を行うために、市政の調査研究に積極的に取り組むこととしています。

議員は議会での活動について、市民の代表として市民への説明責任を果たすように努めるとともに、議会の権利や能力を行使するために、また、議会としてより良い判断を行うために、各議員は議論を尽くして合意形成に努めることとしています。

議員は会議等に出席し、業務を全うすることが議員としての責務であることから、会議を欠席・遅刻・早退した際には、議長に届け出て、説明責任を果たすこととしています。

第5条 災害時等の対応

(災害時等の対応)

第5条 議会は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、的確かつ迅速に議会の役割を果たせるよう努めなければならない。

2 災害時における議会の役割及び議員の活動に関する事項は、別に定める。

<解説>

議会は、大規模災害が発生した場合であっても、二元代表制の趣旨に則り、議事機関としての機能を維持しなければなりません。

定例会等の会議中において災害が発生した場合を想定した業務継続方法、議員の災害対応等については、別に「印西市大規模災害対応指針」や「印西市議会災害対策行動マニュアル」等を策定しています。

また、「(仮称)印西市議会業務継続計画(BCP)」の策定にも取り組んでいます。

第6条 全員協議会

(全員協議会)

第6条 法第100条第12項で規定する協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 前項の全員協議会の開催及び運営に関する事項は、会議規則で定める。

<解説>

全員協議会は議長（改選後に議長・副議長不在の時は事務局長）が招集し、議会の運営や市の重要施策について協議又は調整を行います。

市長からの依頼又は議員からの要請があった場合等に全員協議会が開催されます。その判断は議長に委ねられます。

第7条 会派

（会派）

第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員で組織する会派を結成することができます。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- （1）議員の活動を支援すること。
- （2）政策立案及び政策提言並びに議案等の審議又は審査のために調査研究を行うこと。
- （3）会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

<解説>

印西市議会会派規程（平成8年議会訓令第5号）により、2名以上の議員により会派を結成することができます。

基本的な理念を共有する議員により組織されることから、政策などの取りまとめが行いやすい一方で、賛否の表明などにおいて個々の議員の意見と会派としての意見が必ずしも一致しない場合もあります。

会派への情報の伝達や意見聴収等会派間の意見調整を行うため、議長が合意形成を図る場を設け、会派間の協議を行います。

第8条 政務活動費

(政務活動費)

第8条 法第100条第14項に規定する政務活動費について、会派は、調査研究その他の活動にこれを活用することができる。

2 会派は、政務活動費の使途について、その目的及び活動状況を踏まえるとともに、その収支等について議長に報告し、その使途基準に基づき説明責任を果たさなければならない。

3 議長は、政務活動費の使途について、その透明性を確保するため、公開を原則とする。

4 政務活動費の交付等については、前2号に定めるほか、別に条例で定める。

<解説>

①地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき交付される政務活動費は、政策立案、・政策提言等を行うため、会派が行う調査研究その他の活動のために、市から交付を受けることができることを定めています。

②政務活動費の交付に関して必要な事項については、「印西市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）」で定めています。また、使途基準をより明確にすることで透明性を高め、適切な執行をするために「印西市議会政務活動費マニュアル」を作成しています。

地方自治法においては「会派又は議員」に政務活動費を交付することができる」と規定されております。印西市議会では「印西市議会政務活動費の交付に関する条例」において、「会派（所属議員が一人の場合を含む。）」に対して交付すると規定しています。このことから、所属議員が一人の場合であっても会派名を付して申請し、政務活動費の交付を受けます。

③会派は、議長に提出した政務活動費に係る収支報告書、収支内訳書、事業実施報告書、領収書等について、説明責任を果たさなければなりません。

議会では、政務活動費の全ての支出について領収書又は支払証明書の添付を義務付けています。「収支報告書の写し」及び「領収書の写し」については、総務課行政資料コーナー（市役所1階）にて閲覧することができます。また、平成27年から市議会ホームページにおいても公開しています。

④印西市議会政務活動費の条例に関する条例（平成13年条例第1号）において、政務活動費の交付に関することを定めています。

【用語】

政務活動費

議員の調査研究のための必要な経費の一部として交付されます。使途については、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、資料作成費、資料購入費、人件費について支出基準を設けています。印西市議会議員の政務活動費の額は、条例により1

人当たり月額30,000円と定められています。

また、各年度において交付された政務活動費に収支残が生じた場合には、市に返納します。

第3章 市民と議会の関係

第9条 市民参加

(市民参加)

第9条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、市民が議会の活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

<解説>

議会は、市民と双方向の信頼関係を築き、市民の意見が市政に反映されるように、多様な市民参加の機会を設けるように努めることを定めています。

第10条 広報及び広聴等の充実

(広報及び広聴等の充実)

第10条 議会は、市民が市政への関心を高めるとともに、広く市民の意見を聴取するため、多様な手段を用いて広報活動及び広聴活動の充実に努め、その体制整備を図るものとする。

<解説>

議会は、議会の情報を市民に伝える「広報」と、市民の多様な意見を広く聴く「広聴」の取り組みを行い、市民との情報の共有を図ることとしています。

広報では、議会だより、ホームページ、会議のインターネット中継等により、議会における活動状況の報告や市政に関する情報提供を積極的に行います。

その他、市内小中学生の議場見学、市民アカデミーによる模擬議会、女性議会の開催等、議会を身近に感じていただけるよう、様々な取り組みを行います。

また、重要事項を決定する場合には、パブリックコメントの実施やアンケート調査の実施等、市民の意見を広く聴く体制を構築します。

第4章 市長等と議会の関係

第11条 市長等と議会の関係

(市長等と議会の関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と相互に独立かつ対等で緊張感のある関係を保つものとする。

2 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかを監視し、必要と認めるときは市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 議会は、議案等の審議又は審査に当たって、市長等に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。

4 市長等は、議案等について議会に対してわかりやすい説明等を行わなければならない。

5 議会は、市長等が進める重要な計画、施策、事業等について、その形成過程に関する説明を求めることができる。

<解説>

議員と市長は、それぞれ市民から直接選挙で選ばれています。

議員で構成する議会は議事機関として、市長等は執行機関として、それぞれ独自の権限を持ち、相互の抑制と調和により市政を運営しています。

議会は、市長等が行う事務事業の執行の監視及び評価などの責務を果たすため、必要と認める場合には、主に議会としての決議、議員の一般質問、議案に対する質疑等により、市長に適切な措置を求めることとしています。

【用語】

二元代表制

国では、国民が直接選挙で選んだ国会議員で構成される議会（国会）が首相を指名し、その首相が内閣を組織する「議院内閣制」がとられています。

これに対して地方自治体では、執行機関である首長と議事機関である議会の議員を、住民が直接選挙で選ぶ「二元代表制」がとられています。

市長その他の執行機関

市の多くの事務執行を行う市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会があります。

第12条 反問権

(反問権)

第12条 議員は、議案等の審議、審査又は質問に当たっては、適切に論点を整理し発言するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を明確にするため、市長等に対し、答弁に必要な範囲において、議長又は委員長の許可により反問権を付与するものとする。

<解説>

市長等は、議員（委員）に対し、質問又は質疑の内容、趣旨、背景、根拠、考えなど、不明点や疑義のあることを問い返すことで、論点を明確にし、議論を深めることができます。

反問を行う場合は、議長又は委員長に許可を受けて反問を行います。

【用語】

反問権

反問とは、何かを尋ねられた時に、尋ねた人に対して逆に尋ね返すことです。

通常は、議員（委員）が市長等に対し質問や質疑を行います。反問権を使用して市長等が問い返すことができます。

第5章 議会運営の基本方針

第13条 議会の議決事項

(議会の議決事項)

第13条 法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 印西市基本構想の策定に関する条例（平成23年条例第11号）の規定によるもの
- (2) その他別に条例で定めるもの

<解説>

地方自治法第96条第1項においては、議会が常時、議決すべき事項を記載していますが、第2項においては条例で定められた市に関する事項の中で、議会が重要であると判断したものについては、「議会において議決することができる」ことが規定されています。これを受けて、議決する必要がある事案を規定しています。

【用語】

印西市基本構想

基本構想とは、市が総合的かつ計画的な行政運営を進めていくため、将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針です。

第14条 発言の保障

(発言の保障)

第14条 議会は、議事機関としての議決責任を果たすために、議決に当たっては議員に対して議論の場における発言を保障しなければならない。

<解説>

議会は言論の府として、議員の発言を保障し、活発な発言を行えるようにしなければなりません。

議員相互の活発な議論により、様々な想定の下、市民にとって正しい選択、よりよい選択を行うことができます。

第15条 質問、質疑等

(質問、質疑等)

第15条 議員は、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 議員は、本会議又は委員会で質問、質疑、討論等を行うときは、論点を明確にし、簡明に発言しなければならない。

<解説>

議会は、市民にわかりやすい議論となるように努めることを定めています。

また、議員は、会議において質問や質疑、討論などを行う場合には、論点や争点を明確にして発言することとしています。

【用語】

質問（一般質問）

議員が、市政に関して、その執行状況や将来の方針、市民生活に密接に係わる事項などについて、質問を通して市長等に報告や説明を求めることにより、疑問の解決又は正否を明確にすることです。

印西市議会では、一般質問は議会会期中の前半に行っており、議員が市政全般に関して、市長等に対し質問を行います。

議員は、「一括」「登壇一問一答」「一問一答」の3種類の方式から質問方法を選択することができます。

一問一答方式

印西市議会における一般質問では、議員が全ての質問項目を一括して読み上げ、それに対して市長等がまとめて答える方式を採用していました。しかし、この方法では、傍聴者などにはやりとりが分かりにくいため、平成17年から質問と答弁を交互に行う「一問一答方式」を導入しました。

質疑

議案等に対する自らの賛否などの態度を決めるために、提出者の説明や意見を聴き、議案等の不明確な点を確認することです。

第16条 政策立案及び政策提言

(政策立案及び政策提言)

第16条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上に資するよう努めるものとする。

<解説>

議会は、市民の代表として市長等とともに市の政策形成を担い、市の政策の水準を向上させる責任を果たすために、市長等への政策提言等を行うことを定めています。

第17条 研修及び調査研究

(研修及び調査研究)

第17条 議会は、前条に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。

- (1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に専門的な事項に係る調査をさせること。
- (2) 必要な調査及び視察を実施すること。
- (3) 学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

<解説>

議会は、議案等の審査や政策提言等の議論、政策の検討に必要な市政の課題等の調査をより深いものとするため、地方自治法第100条の2の規定に基づき、必要に応じて学識経験者等に専門的な事項に係る調査を依頼し、その結果を審議や議論に活用することができます。

また、政策立案、政策提言にあたり、必要な調査、視察及び研修会等を実施することが出来ます。

第18条 委員会運営

(委員会運営)

第18条 議会は、機動的かつ専門的に審議及び調査を行うため、法第109条第1項の規定に基づいて、委員会を設置する。

2 前項で定める委員会の名称、所管その他必要な事項は、別に条例で定める。

3 委員会は、付託された議案等の審査や市政に係る調査の充実を図るため、委員間の討議を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会は、その所管又は所掌する事務に係る課題について政策提言等を行うよう努めるものとする。

5 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間討議の充実を図るものとする。

<解説>

議会で審議する議案等は幅広い分野にわたり、その審査や調査には専門的な知識も必要となります。議会は、多岐にわたる議案等を分野ごとに分け、専門的かつ効率的に行うために、審査機関として「常任委員会」を設置し、審査に当たります。

また、特別な課題（常任委員会の所管に属さない特定の案件等）については、議会の議決により「特別委員会」を設置して審査に当たることが出来ます。

委員会は、議会から付託された議案等について慎重に審査し、必要がある場合は現場の確認を行います。また、所属する委員同士で積極的な議論を行い、審査の充実を図り、その専門性を生かし所管する事務に係る市政の課題について、政策提言等を行うように努めることとしています。

【用語】

委員会への付託

議案提案者への質疑の後に、議会の議決に先立って、その内容について詳しく検討を行うために委員会に審査を委託することを「委員会への付託」と言います。

委員会での審査の終了後、議会は、委員会から審査結果の報告を受け、採決を行います。

審議と審査

「審議」は、本会議（定例会及び臨時会）で付議事件について説明を受け、質疑し、討論を行い、表決をするといった一連の過程を示す用語です。

一方、「審査」は、委員会において、本会議で付託された議案等について、議論し、委員会としての結論を出す一連の過程を示す用語です。委員会においても、質疑、討

論、表決の手順を踏んでいます。

第6章 議員の身分及び待遇

第19条 議員定数

(議員定数)

第19条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすことを基本とし、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を参考にして定める。

<解説>

議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点や他市との比較だけで決定するのではなく、市政の現状や課題、将来の予測や展望を十分に勘案し、また市民の意見等を踏まえながら、見直しを行います。

第20条 議員報酬

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを踏まえて、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の額の改正に当たっては、印西市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第33号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。
- 3 議員が疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときは、別に条例で定めるところにより、当該議員の当該期間に係る報酬を減額するものとする。

<解説>

議員報酬の額の改正に当たっては、地方自治の本旨を踏まえ、議員報酬において市の財政規模や事務範囲、議会活動と議員活動に専念することができる制度的な保障、職務の責任等を十分に勘案するとともに、印西市特別職報酬等審議会を通じて市民の代表者等の意見等を踏まえ、見直しをすることを定めています。

また、印西市議会では、議員活動を引き続き長期間休止したときは、社会情勢等を考慮して条例に基づき、議員報酬の一定の額を減額することとしています。

第7章 議会事務局及び議会図書室の充実

第21条 議会事務局

(議会事務局)

第21条 議会は、議長の命を受けて議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。

2 議長は、議会及び議員の政策立案機能等の向上に資するため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

<解説>

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な政策の立案などの範囲が拡大し、その処理すべき事務も複雑化してきていることから、議会の政策形成・政策立案機能や監視機能の重要性が増しており、これら議会活動を円滑かつ効果的に行うため、これをサポートする議会事務局の機能や組織体制の強化について定めています。

議会事務局の定数については、議会が主体的に検討して、市長に対し人員の要望を行う必要があります。

【用語】

議会事務局

議会に関する事務を処理し、議長及び市議会を補佐する役割を担っています。主な業務は議会運営の補佐、会議録の調製、秘書、庶務、調査、議会の広報等、広範囲にわたる事務を処理しています。

第22条 議会図書室

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策立案、政策提言及び調査研究に資するために、法第100条第19項に基づいて議会図書室を設置し、適正に管理するとともに、その充実に努め、広く議員等の活用を図るものとする。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館、市が設置する行政資料室等に対し、協力を求めるものとする。

<解説>

議会は、議会図書室を設置し、議案審議や政策提言等に必要な議員の能力向上のために図書を充実させるとともに、その活用の推進を図ることとしています。

【用語】

議会図書室

地方自治法第100条第19項の規定により、議会は、議員の調査研究に資するために図書室を設置し、国や県から送付された官報、広報などの資料・刊行物を置くこととされています。

第23条 予算の確保

（予算の確保）

第23条 議会は、議事機関としての役割を発揮するとともに、より円滑な議会運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

＜解説＞

印西市議会基本条例に規定する取り組みを実施するに当たり、その実施に必要な経費、例えば議会広報の充実や専門的知見の活用、議員研修会開催の経費や議会図書室の充実などの経費など、議会としての活動に必要な予算を確保するために、予算要求段階で十分な調整を行っていきます。

第8章 検証

第24条 検証

（検証）

第24条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、この条例の目的の達成状況及び議会改革の進捗状況について、社会情勢の変化及び市民意見等に基づき検証を行うものとする。

＜解説＞

本市を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応するため、本条例の目的の達成状況や議会活動・委員会活動について、一般選挙による議員の改選の都度（4年に1回）検証を行います。なお、市民の意見や社会情勢などの状況の変化を踏まえ、必要があるときには本条例の改正を行います。